

医療情報取得加算について

当センターはオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- ◆ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◆ 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年7月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【医療情報取得加算】

〈初診時〉

- 加算1 3点（月に1回）
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 加算2 1点（月に1回）
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・診療情報提供書（紹介状）がある場合

〈再診時〉

- 加算3 2点（3カ月に1回）
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 加算4 1点（3カ月に1回）
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・診療情報提供書（紹介状）がある場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

山形県立こども医療療育センター